

難聴高齢者を対象に 補聴器の購入費用を助成します

柏原市難聴高齢者補聴器購入費助成事業

高齢による聴力低下に対応し、社会参加や地域交流を促進させ、認知症やフレイルの予防につなげるため、聴力低下により日常生活に支障のある高齢者に対して補聴器を購入する場合に要する費用の一部を助成します。

助成内容

補聴器の購入に要する費用を助成します。（※診察料、文書料等及び付属品を除く）助成額は、補聴器本体1台分の購入費とし、その額は**25,000円を限度**とします。

※申請前に購入されたものは助成対象外です。

助成対象者

次の項目のすべてに該当する者

- (1) 柏原市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、柏原市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者
- (2) (1)の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員の当該年度分（4月から6月までの申請にあつては前年度分）の市町村民税が非課税の者
- (3) 難聴のため補聴器の使用が必要であると医師（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師で聴覚障害に係る指定を受けたものに限る。）が判断した者
- (4) 聴覚障害による身体障害者手帳の取得要件にあてはまらない者
- (5) 過去に、この事業による助成を受けていない者

右記QRコードにて柏原市ホームページにアクセスできます。
ホームページで申請書類をダウンロードすることができます。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



手続きの流れについて

(※本人による申請が原則です。)

- ① 申請書（様式第 1 号）と医師意見書（様式第 2 号）に必要事項を記入
高齢介護課窓口(8 番窓口)もしくは柏原市ホームページから入手できます。

- ② 医師意見書を準備
耳鼻咽喉科を受診し、受診先にて医師意見書に記入してもらってください。
(診察料、意見書作成料はご本人様負担となります。)

- ③ 補聴器販売店舗の見積書をもらう
医師意見書をもって、補聴器販売店舗及び耳鼻咽喉科で見積書を受け取ります。

- ④ 柏原市役所高齢介護課（8 番窓口）へ申請
申請に必要な書類は以下の 3 点になります。
- 助成申請書 医師意見書 補聴器見積書

- ⑤ 「決定通知書」と「請求書兼口座振替依頼書」をお送りします。
審査後、申請者へ決定通知書・請求書兼口座振替依頼書を送付します。
決定通知書が届いてから補聴器を購入し、購入から 3 ヶ月以内に請求書兼口座振替依頼書に領収書を添付して、高齢介護課（8 番窓口）へご提出ください。

- ⑥ 助成金の受領
後日、ご指定の口座へ助成金額が振り込まれます。

決定前に購入した補聴器は
助成対象外になるので、
ご注意ください！

【お問い合わせ先】

柏原市 健康部 高齢介護課
TEL：072-972-1570

